

滋賀短期大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、心技一如の建学の精神の基に、豊かな教養と実践的な専門の知識と技術を授け、もって社会の発展と文化の向上に貢献する人を育成することを目的とする。

(目的達成と評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受ける。

3 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会に必要な事項は、別に定める。

(名称及び位置)

第4条 本学は、滋賀短期大学と称し、滋賀県大津市竜が丘24番4号に置く。

第2章 学科、収容定員及び修業年限

(学科及び収容定員)

第5条 本学に置く学科及び収容定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
幼児教育保育学科	80人	160人
デジタルライフビジネス学科	150人	300人
合計	230人	460人

2 前項の各学科における人材の育成に関する目的は、次のとおりとする。

(1) 幼児教育保育学科は、幼児教育保育に関する専門の知識と技術を授け、時代や社会の要請に応え得る幼稚園教諭や保育士等の人材の育成を目的とする。

(2) デジタルライフビジネス学科は、生活やビジネスに関する専門の知識と技術を授け、時代や社会の要請に応え、高度なデジタル社会の中でそれらを活かして活躍できる人材の育成を目的とする。

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は、2年とする。ただし、在学年数は4年を超えてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し終了しようとするもの（以下、長期履修学生という）を許可することができる。

3 長期履修学生に関する必要な事項は別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(学期)

第8条 学期は、次の2期とする。ただし、必要がある場合、学長は前期及び後期の期間を臨時に変更することができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(1年間の授業期間)

第9条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 学園創立記念日 5月10日

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

(6) 春季休業

2 前項第4号から第6号の休業の期間は、学長が別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。また、休業日においても、学長が必要と認める場合は、授業及び試験を行うことができる。

第4章 入学、退学、転学、転科、休学、復学、留学、除籍及び復籍

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学選考)

第13条 入学志願者については、調査書、学力検査、面接等により総合判定のうえ選考する。

(転入学、再入学)

第14条 次の各号の一に該当する者で、本学に転入学又は再入学を願い出た者があるときは、選考のうえ相当の年次に入学を許可することがある。

(1) 他の大学に在学中の者で、本学に入学を志願する者

(2) 本学を退学した者で、再入学を志願する者

2 前項第1号に該当する者は、その大学の学長の承諾書を添えて願い出なければならない。

(入学手続)

第15条 前2条の規定による選考に合格した者は、別に定めるところにより、入学手続をしなければならない。

2 前項の手続をした者に入学を許可する。

(退学、転学)

第16条 退学又は他の大学に転学しようとする者は、理由書を添えて学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転科)

第17条 他学科に転籍を希望する者があるときは、選考の上、学長が許可することがある。

2 転科について必要な事項は、別に定める。

(休学)

第18条 病気その他の理由により、引続き2月以上修学することができない者は、休学願を提出し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、さらに、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

4 学長は、病気等のため修学に適しないと認められる者に対し、休学を命ずることができる。

5 休学期間は、第6条に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第19条 休学期間中であっても、その理由が消滅したときは、復学願を提出し、学長の許可を受けて復学することができる。

(留学)

第20条 第33条第2項の規定により、外国の大学等で履修するため留学を志願する学生は、書面をもってその旨を学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第6条(修業年限)に規定する修業年限に通算する。

(除籍、復籍)

第21条 次の各号の一に該当する者があるときは、除籍する。

(1) 授業料その他この学則に規定する学費の納付を怠り、督促されても、なお、納入しない者

(2) 在学年数が4年におよんでも、なお、所定の履修が終わらない者

2 前項第1号の規定により除籍された者で、復籍を希望する者は、復籍願を提出し、学長の許可を受けて復籍することができる。

- (1) 復籍を許可された者の既修得授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。
- (2) 復籍について必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程及び卒業

(教育課程)

第21条の2 本学の教育課程は、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

- 2 本学に、全学科に共通する授業科目として、教養教育に関する科目等を置く。
- 3 前2項に規定する授業科目は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(授業科目の区分)

第22条 授業科目は、共通科目と専門科目と選択自由科目とし、必修科目と選択科目に分ける。

2 授業科目の種類、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）及び単位数は、別表（1）のとおりとする。

(履修科目の登録)

第23条 学生は、学年のはじめに、履修すべき授業科目を登録しなければならない。

(履修方法)

第24条 履修の方法は、次の各号に定めるところにより62単位以上を修得する。

- (1) 共通科目については、10単位以上
- (2) 専門科目については、52単位以上
- (3) 選択自由科目については、一部を専門科目に代えて認めることができる。

2 前項について必要な事項は、別に定める。

(卒業及び学位の授与)

第25条 本学に2年以上在学し、前条に規定する授業科目及び単位を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 第24条第1項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第21条の2第3項の授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(教員免許)

第26条 教育職員免許状を受けようとする者は、前条の規定によるもののほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教員免許状の種類は、次のとおりとする。

学科	取得できる教育職員免許上の種類
幼児教育保育学科	幼稚園教諭二種免許状

(保育士の資格)

第27条 幼児教育保育学科において、保育士の資格を得ようとする者は、第25条の規定によるもののほか、児童福祉法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 前項の教育課程については、別に定める。

(栄養士免許)

第28条 デジタルライフビジネス学科において、栄養士免許を得ようとする者は、第25条の規定によるもののほか、栄養士法施行令及び栄養士法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 前項の教育課程については、別に定める。

(単位の算定基準)

第29条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(4) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行うものについては、その組み合わせに応じて、前3号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 それぞれの時間数は、教授会の議を経て、別に定めることとする。

(単位の授与)

第30条 1の授業科目を履修した者に対しては、認定のうえ単位を与える。

2 単位認定の方法は、試験、研究報告その他の方法による。

(単位数の上限)

第30条の2 学生が各学期にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 本学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

3 前2項の登録に関する手続等は、別に定める。

(追試験)

第31条 病気等やむを得ない事情により、試験等を受けることができなかつたと学長が認めた者については、追試験の機会を与えることができる。

(学習の評価)

第32条 試験等の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

(他の短期大学、専門職短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学等に留学する場合及び外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合について準用する。

(短期大学、専門職短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学

校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとし、教授会の議を経て、認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第35条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業に必要な能力(本学において修得させることとしているものに限る。)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該職業に必要な能力の修得を、本学における授業科目(職業に必要な能力を育成することを目的とする課程において開設するものに限る。)の履修とみなし、15単位を超えない範囲で本学の定めるところにより、単位を与えることができる。

4 前3項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第14条に規定する再入学又は転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第33条第1項及び第34条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。この場合において、第33条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとし、教授会の議を経て、認定することができる。

第6章 検定料、入学料、授業料、施設設備費及び履修料

(検定料)

第36条 本学に入学を志願する者は、別表(2)に定める検定料を納入しなければならない。

(入学料)

第37条 入学を許可された者は、別表(2)に定める入学料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 入学料を所定の期日までに納入しない者は、入学の意志がないものとして入学の許可を取消すことがある。

(学費)

第38条 授業料及び施設設備費は、別表(2)に定める額を、次の2期に分けて納入しなければならない。

前期 納期 4月27日まで

後期 納期 10月27日まで

納期が休日等となる場合は、その翌日をもって納期とする。

2 特別の事情により、所定の授業料及び施設設備費を納期に納めることのできない者に対しては、願により分納又は延納を許可することができる。

第39条 退学若しくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者又は停学中の者についても、その期の授業料及び施設設備費は徴収する。

第40条 休学の場合は、休学の翌月から復学の前月までの授業料及び施設設備費は徴収しない。

(留学者の授業料)

第41条 留学期間中の授業料は、納付しなければならない。

(履修料)

第42条 科目等履修生として許可された者は、別表(2)に定める履修料を所定の期日までに納入しなければならない。

(納付した授業料等)

第43条 納付した検定料、入学料、授業料、施設設備費及び履修料は、還付しない。ただし、所定の期日までに文書により、入学辞退の申し出のあった授業料及び施設整備費についてはこの限りでない。

(授業料等の減免)

第43条の2 入学料、授業料及び施設整備費は、修学支援に関する法令の定めによる場合、これを減免することができる。

第7章 教育研究実施組織等

(職員)

第44条 本学に次の職員を置く。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 学長 | 1名 |
| (2) 副学長 | 3名以内 |
| (3) 教授、准教授、講師、助教及び助手 | 各若干名 |
| (4) 事務職員及び技術職員 | 各若干名 |
| (5) その他必要な職員 | 若干名 |

2 基幹教員について必要な事項は、別に定める。

第8章 教授会

(教授会)

第45条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第46条 教授会は、学長及び専任の教授をもって組織する。

2 教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。

(その他)

第47条 本章の定めるもののほか、教授会に必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生及び委託訓練学生

(科目等履修生)

第48条 本学所定の授業科目の一部の履修を志望する者があるときは、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項について必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第49条 他大学等の学生で本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等

との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可する。

2 前項の規定は外国の大学等の学生にこれを準用する。

3 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第50条 本学において特定の事項を研究しようとする者があるときは、研究生として入学を許可することがある。

(外国人留学生)

第51条 外国人で短期大学等において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

(委託訓練学生)

第51条の2 職業訓練のために委託訓練学生として本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ委託訓練学生として入学を許可することができる。

2 委託訓練学生について必要な事項は、別に定める。

第10章 図書館

(附属図書館)

第52条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館について必要な事項は、別に定める。

第11章 公開講座

(公開講座)

第53条 本学は、地域住民の教養と専門知識向上に資するため、公開講座を開設することができる。

第12章 賞 罰

(表彰)

第54条 学長は、学生として模範となる行為のあった者を表彰する。

(懲戒)

第55条 学生が本学の定める規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長が懲戒を加えることがある。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で、改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込がないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第13章 雑 則

(改廃)

第56条 この学則の改廃は、教授会の議を経て、理事会が行う。

(学則の施行に必要な事項)

第 57 条 この学則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

(中間の改正学則の附則は省略)

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日に在学する学生については、別表の規程にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日に在学する学生については、別表の規程にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日に在学する学生については、別表（１）の規定にかかわらず、従前の例による。
- 3 改正後の別表（２）は、平成 28 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日に在学する学生については、別表（１）の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日に在学する学生については、別表（１）の規定にかかわらず、従前の例による。
- 3 改正後の第 26 条第 2 項は、平成 29 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日に在学する学生については、別表（１）の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 51 条の 2 の規定については、平成 30 年 2 月 1 日から、改正後の第 5 条の規定については、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日に在学する学生については、別表（１）の規定にかかわらず、従前の例による。
- 3 第 5 条に規定する学科及び学生定員は、平成 32 年度までの間は、次のとおりとする。

学科	年度	平成 31 年度	平成 32 年度
----	----	----------	----------

学 科	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活学科	80 人	160 人	80 人	160 人
幼児教育保育学科	150 人	320 人	150 人	300 人
ビジネスコミュニケーション学科	100 人	200 人	100 人	200 人
合 計	330 人	680 人	330 人	660 人

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日に在学する学生に係る教育課程及び履修方法等については、第 22 条、第 24 条の規定及び別表（1）（第 22 条関係）のビジネスコミュニケーション学科専門科目の「おもしろ観光ツアー演習」を除き、改正後の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和元年 9 月 6 日から施行する。ただし、別表（1）の改正規定については、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日に在学する学生に係る教育課程及び履修方法等については、別表（1）の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 38 条の改正規定については、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日に在学する学生に係る教育課程及び履修方法等については、第 22 条、第 24 条の規定及び別表（1）のビジネスコミュニケーション学科専門科目の「ホテルマネジメント論」を除き、改正後の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

この学則は、令和 2 年 5 月 28 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表（1）の改正規定については、令和 3 年 1 月 6 日から適用する。
- 2 令和 3 年 3 月 31 日に在学する学生については、第 22 条第 2 項別表（1）の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の表中「収容定員」は、同表の規定にかかわらず、令和 4 年度は次のとおりとする。

学科	収容定員
生活学科	160 【10】 人

幼児教育保育学科	250
ビジネスコミュニケーション学科	220【20】
デジタルライフビジネス学科	(30)
合 計	630【30】

3 令和4年3月31日に在学する学生については、第22条第2項別表(1)の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この学則は、令和3年12月17日から施行する。ただし、第18条の改正規程については、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する学生については、第22条第2項別表(1)の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

この学則は、令和4年12月16日から施行する。ただし、別表(2)の改正規定については、令和4年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する学生に係る教育課程及び履修方法等については、別表(1)(第22条関係)の共通科目「アジアの言語と文化」を除き、改正後の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の表中「収容定員」は、同表の規定にかかわらず、令和6年度は次のとおりとする。

学科	令和6年度		令和7年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
学 科				
生活学科	70【10】人	150【20】人	70【10】人	140【20】人
幼児教育保育学科	80人	180人	80人	160人
ビジネスコミュニケーション学科	100【20】人	220【40】人	100【20】人	200【40】人
デジタルライフビジネス学科	(30)	(60)	(30)	(60)
合 計	250【30】人	550【60】人	250【30】人	500【60】人

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する学生については、第22条第2項別表(1)の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する学生に係る教育課程及び履修方法等については、別表(1)(第22

条関係)の共通科目「食べものと栄養」、「スポーツ演習」及び生活学科専門科目の「製菓専門実習(和菓子)」を除き、改正後の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の表中「収容定員」は、同表の規定にかかわらず、令和7年度は次のとおりとする。

学 科	収容定員
生活学科	70【10】人
幼児教育保育学科	160人
ビジネスコミュニケーション学科	100【20】人
デジタルライフビジネス学科(学科関係課程実施学科)	(30)人
デジタルライフビジネス学科	150人
合 計	480【30】人

(備考) デジタルライフビジネス学科(学科関係課程実施学科)の入学定員及び収容定員は、連係協力学科の内数として()内の数とし、連係協力学科に係る内数は【 】内の数とする。

- 3 令和7年3月31日に在学する学生については、第5条、第22条第2項別表(1)、第22条の2、第24条、第28条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する学生については、第22条第2項別表(1)の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する学生については、第22条第2項別表(1)の規定にかかわらず、従前の例による。
- 3 改正後の第38条別表(2)は、令和8年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、令和7年11月1日から施行し、改正後の第6条第2項及び第3項は、令和8年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日に在学する学生については、第22条第2項別表(1)の規定にかかわらず、従前の例による。

別表（1）第22条第2項に定める授業科目の種類及び単位数

学科	授業科目	主要授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
幼児教育保育学科 デジタルライフ ビジネス学科 (共通)	共通科目		(4)	(44)	
	音楽とは何か			2	
	国際地理			2	
	アジアの言語と文化			2	
	心と身体のヘルスケア			2	
	近江学入門			2	
	現代の健康			2	
	心理学			2	
	子どもの世界			2	
	日本国憲法			2	
	数の不思議			2	
	食べものと栄養			2	
	データサイエンス・リテラシー	○	2		
	英語Ⅰ				1
	英語Ⅱ				1
	中国語Ⅰ				1
	中国語Ⅱ				1
	こころとからだの健康				1
	スポーツ実技（テニス）				1
	スポーツ実技（フィットネス）				1
スポーツ実技（バレー）				1	
スポーツ実技（ボウリング&ゴルフ）				1	
スポーツ演習				2	
キャリア基礎演習	○	1			
キャリアデザイン演習	○	1			
環びわ湖単位互換科目				8単位以内	
食生活入門				1	
音楽表現入門Ⅰ				1	
音楽表現入門Ⅱ				1	

学科	授業科目	主要授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
幼児教育保育学科	専門科目		(17)	(80)	
	子どもの表現演習	○		1	
	子ども理解演習	○		1	
	子どもの音あそび	○		1	
	子どもの歌あそび・言葉あそび	○		1	
	子どもの運動あそび指導	○		1	
	子どもの表現あそび	○		1	
	社会福祉学演習	○		1	
	心理学演習	○		1	
	保育学演習	○		1	
	教育学演習	○		1	
	教育原理	○	2		
	保育原理	○	2		

保育者論	○	2		
子どもの心理学		2		
子ども理解と援助の心理学			1	
幼児理解と教育相談			2	
教育の方法及び技術			2	
多文化共生の保育と方法			2	
子ども家庭福祉			2	
保育内容総論	○	1		
保育・教育課程論			2	
領域指導法（健康）	○		1	
領域指導法（言葉）	○		1	
領域指導法（人間関係）	○		1	
領域指導法（環境）	○		1	
領域指導法（表現）	○		1	
総合表現			1	
幼児教育保育学入門		2		
教育実習（事前事後指導を含む）			5	
保育実習指導Ⅰ			2	
保育実習指導Ⅱ（保育所）			1	
保育実習指導Ⅱ（施設）			1	
保育所実習Ⅰ			2	
保育所実習Ⅱ			2	
施設実習Ⅰ			2	
施設実習Ⅱ			2	
子どもと健康			1	
子どもと人間関係			1	
子どもと環境			1	
子どもと言葉			1	
子どもと造形表現			1	
子どもと音楽表現			1	
造形あそび			1	
乳児保育Ⅰ			2	
乳児保育Ⅱ			1	
子どもの保健			2	
子どもの健康と安全			1	
社会福祉		2		
子ども家庭支援論			2	
子ども家庭支援の心理学			2	
子どもの食と栄養			2	
社会的養護Ⅰ			2	
社会的養護Ⅱ			1	
子育て支援			1	
子どもの造形保育		1		
幼児体育			1	
音楽表現技術基礎		1		
音楽表現技術Ⅰ			1	
音楽表現技術Ⅱ			1	
情報処理基礎Ⅰ		1		
情報処理基礎Ⅱ		1		
地域福祉			2	
保育・教職実践演習（幼稚園）			2	
公務員教育保育職特別講義Ⅰ			2	
公務員教育保育職特別講義Ⅱ			2	
特別支援保育			2	

学科	授業科目	主要授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
デジタルライフ ビジネス学科	専門科目		(11)	(215)	
	デジタルライフビジネス概論	○	1		
	ライフ・ファイナンシャルプランニング	○	2		
	食生活論	○	2		
	コミュニケーション論	○	1		
	ホスピタリティ論	○	1		
	コンピュータリテラシー(データ処理) I	○	1		
	コンピュータリテラシー(情報表現) I	○	1		
	地域貢献専門演習 I	○	1		
	地域貢献専門演習 II	○	1		
	地域貢献専門演習 III				1
	ショップマネジメント I				2
	ショップマネジメント II				2
	フードコーディネート論				2
	カラーコーディネート論				2
	ラッピング演習				1
	マーケティング論				2
	スポーツ栄養				2
	レシピ動画				1
	食品学総論	○			2
	食品学各論				2
	食品学実験				1
	食品衛生学実験				1
	基礎栄養学	○			2
	応用栄養学				2
	調理学				2
	調理学実習 I	○			1
	調理学実習 II				1
	食品の官能評価・鑑別演習				2
	コンピュータリテラシー(データ処理) II				1
	コンピュータリテラシー(情報表現) II				1
	ビジネス文書表現 I				2
	ビジネス文書表現 II				2
	経営学概論	○			2
	ビジネス実務 I				2
	ビジネス実務 II				2
	ビジネス基礎 I				2
	現代社会論				1
	情報システム概論				2
	心理学概論				2
	公衆衛生学				2
食品衛生学				2	
生理学				2	
解剖生理学				2	
解剖生理学実験				1	
生化学 I				2	
生化学 II				2	
生化学実験				1	

	応用栄養学実習			1	
	臨床栄養学			2	
	臨床栄養管理学			2	
	臨床栄養学実習	○		1	
	臨床栄養管理学実習			1	
	栄養教育論Ⅰ	○		2	
	栄養教育論Ⅱ			2	
	栄養教育論実習Ⅰ			1	
	栄養教育論実習Ⅱ			1	
	献立作成演習			1	
	地域食育演習Ⅰ			1	
	地域食育演習Ⅱ			1	
	公衆栄養学			2	
	給食経営計画管理論			2	
	給食経営計画実習			1	
	給食経営管理実習			1	
	給食経営管理学外実習（栄養士）			1	
	給食経営管理学外実習事前事後指導			1	
	世界と地域の食文化			2	
	地域伝統食実習			1	
	製菓実習			1	
	公衆衛生学Ⅰ			2	
	公衆衛生学Ⅱ			2	
	衛生法規			2	
	食品衛生学Ⅰ	○		2	
	食品衛生学Ⅱ			2	
	食品衛生学Ⅲ			2	
	製菓理論（総合）	○		2	
	製菓理論（和菓子）			2	
	製菓理論（洋菓子）			2	
	製パン理論			2	
	製菓基礎実習（和菓子）			2	
	製菓基礎実習（洋菓子）			2	
	製菓基礎実習（製パン）			2	
	製菓専門実習（洋菓子）Ⅰ			2	
	製菓専門実習（洋菓子）Ⅱ			2	
	製菓専門実習（洋菓子）Ⅲ	○		2	
	製菓専門実習（技術）			2	
	製菓専門実習（製パン）			2	
	製菓応用実習Ⅰ			2	
	製菓応用実習Ⅱ			2	
	製菓専門実習（和菓子）			2	
	マイスター・トレーニング			1	
	製菓特別実習			1	
	からだの構造と機能	○		2	
	健康と疾病	○		2	
	臨床検査と薬の知識			2	
	医療用語			2	
	医療保険事務Ⅰ	○		2	
	医療保険事務Ⅱ			2	
	医療保険事務Ⅲ			2	
	医療保険事務Ⅳ			2	
	DPC/PDPS			1	
	医療事務総論			2	
	医療秘書学	○		2	
	医療秘書実務			1	
	医師事務作業補助実務			1	

	医療関係法規			2	
	患者論と医の倫理			2	
	医療情報学			2	
	医療事務コンピュータ			2	
	電子カルテ演習			2	
	医療経営学			2	
	地域福祉			2	
	介護概論			2	
	手話			1	
	医療英語			1	
	医療事務特講			2	
	実務実習			2	
	情報セキュリティ			2	
	フィールドスタディーズ			2	
	プログラミング入門	○		1	
	プログラミング実践			1	
	ウェブデザイン入門	○		2	
	ウェブデザイン応用			2	
	C G 演習			1	
	S N S 基礎			1	
	S N S 起業プロジェクト			1	
	ビジュアル表現基礎			1	
	ビジュアル表現応用			1	
	写真表現 I			1	
	写真表現 II			1	
	映像デザイン I			1	
	映像デザイン II			1	
	マルチメディア演習			2	
	IT パスポート演習			2	
	簿記会計入門 I	○		1	
	簿記会計入門 II			1	
	ビジネス会計			2	
	ビジネス基礎 II			2	
	TOEIC			2	
	地域ビジネス論	○		2	
	フードライフ演習			1	

別表（2）第36条、第37条、第38条及び第42条に定める額

条 項	種 別	金 額 (円)
第36条	検 定 料	30,000
第37条	入 学 料	250,000
第38条	授 業 料 (年 額)	760,000
	施 設 設 備 費 (年 額)	340,000
第42条	履 修 料 (1 単 位)	10,000

ただし、第36条の検定料の減免については、別に定める。

また、第37条の入学料について、併設校からの入学者は100,000円とし、本学に在籍する学生（卒業見込みの者を含む）が引き続き在籍以外の学科に入学する場合は免除する。

- 2 学長は、被災等をした志願者、在学中の学生を支援する必要があると認める場合は、検定料、入学料、授業料等を減免することができる。